

【マイナ免許証】の運用に伴う受講資格確認の変更について

「運転免許証が講習一部免除資格となる講習について」

自動車運転免許証とマイナンバーカードを一体化された方（令和 7 年 3 月 24 日より運用開始の「マイナ免許証」）について、

マイナ免許証しかお持ちでない方は一部免除となる保有資格の有無が確認できないため、以下の技能講習を受講する際は

マイナンバーカードのコピー（個人番号の添付不可）と別に「免許情報記録確認書のコピー」を添付してください。

受講当日に、マイナンバーカード。免許情報記録確認書の原本確認をいたします。

免許取得が受講要件となっている一部コース

- ・ 車両系建設機械（整地等）第 3 部
- ・ 高所作業車第 3 部
- ・ フォークリフト第 3 部・第 2 部

「マイナ免許証読み取りアプリ※」の取得は
マイナ免許証読み取り専用サイト
(<https://myna-menkyo-app.npa.go.jp/>) 等を
確認してください。



「虚偽の証明であることが判明した場合について」

講習を修了した後、免除に係る書類が虚偽や偽造の証明であることが判明した場合、その修了した講習は受講時の受講資格や受講要件を満たしていないため取り消しとなります。